

## 青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の 一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

青森市健康増進センター及び青森市西部市民センターのトレーニングルームに係る使用許可の要件を見直す等のため、制定するものである。

### 2 改正内容

現在、トレーニングルームを初めて利用される方については、体力測定等を実施する健康度測定を受けることを条件としているが、健康度測定を受けなくても利用できるように条例改正を行うものである。

#### (1) 青森市健康増進センター条例（第一条関係）

##### ①業務（第四条）

青森市健康増進センターの業務から、健康度測定に関連する業務の規定を「健康増進のための利用に関すること」に改める。

##### ②健康度測定（第五条）

健康度測定に係る規定を削除する。

##### ③使用の許可（第六条）

トレーニングルームの使用許可について、「健康度測定を受けた者でなければならない」との規定を削除する。

##### ④使用料（第七条）

健康度測定の使用料の規定を削除する。

#### (2) 青森市市民センター条例（第二条関係）

##### ①使用の許可（第六条）

西部市民センターのトレーニングルームの使用許可について、「健康度測定を受けた者でなければならない」との規定を削除する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

【第一条関係】

青森市健康増進センター条例（平成十七年条例第二百六号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第三条 略</p> <p>（業務）</p> <p>第四条 青森市健康増進センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 <u>健康増進のための利用</u>に関すること。</p> <p>二 健康に対する意識の普及啓発に関すること。</p> <p>三 健康相談、健康診査、保健指導及び疾病予防に関すること。</p> <p>四 個人の健康記録の管理に関すること。</p> <p>五 子育て家庭に対する育児支援に関すること（前三号に掲げる業務を除く。）。</p> <p>六 その他第二条に掲げる目的を達成するため必要な業務</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（使用の許可）</p> <p>第五条 センターの施設のうち、トレーニングルーム、フィットネスルーム、ジョギン</p>	<p>第一条～第三条 略</p> <p>（業務）</p> <p>第四条 青森市健康増進センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 <u>健康度測定及び健康増進のための総合指導</u>に関すること。</p> <p>二 健康に対する意識の普及啓発に関すること。</p> <p>三 健康相談、健康診査、保健指導及び疾病予防に関すること。</p> <p>四 個人の健康記録の管理に関すること。</p> <p>五 子育て家庭に対する育児支援に関すること（前三号に掲げる業務を除く。）。</p> <p>六 その他第二条に掲げる目的を達成するため必要な業務</p> <p><u>（健康度測定）</u></p> <p>第五条 <u>健康度測定は、体力測定の結果に基づいて行うものとする。</u></p> <p>2 <u>健康度測定を受けようとする者は、あらかじめその旨を市長に申し込まなければならない。</u></p> <p>3 <u>健康度測定を受けた者は、健康増進のための総合指導を受けることができる。</u></p> <p>（使用の許可）</p> <p>第六条 センターの施設のうち、トレーニングルーム、フィットネスルーム、ジョギン</p>

改正後	改正前								
<p>グコース及びリラクゼーションルーム（<u>次条第二項</u>において「トレーニングルーム等」という。）を使用しようとする者（規則で定める者を除く。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2</u> 市長は、<u>前項</u>の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第六条</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>1</u> 前条第一項の規定により市長の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、一人二時間につき二百十円の使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>2</u> トレーニングルーム等の回数利用券は次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="268 1525 702 1608"> <tr> <td>種類</td> <td>発行額</td> </tr> <tr> <td>二百十円券</td> <td>十一枚で二千百円</td> </tr> </table> <p><u>3</u> 第一項の使用料は前条第一項の許可の際に、前項の使用料は回数利用券の発行の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>4</u> 第一項及び第二項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特</p>	種類	発行額	二百十円券	十一枚で二千百円	<p>グコース及びリラクゼーションルーム（<u>次条第三項</u>において「トレーニングルーム等」という。）を使用しようとする者（規則で定める者を除く。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>のトレーニングルームの使用許可を受けることができる者は、<u>あらかじめ健康度測定を受けた者でなければならない。ただし、市長が特に認める者については、この限りでない。</u></p> <p><u>3</u> 市長は、<u>第一項</u>の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第七条</u> <u>第五条第二項の規定により申込みをした者は、一人一回につき二千四十円の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 前条第一項の規定により市長の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、一人二時間につき二百十円の使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>3</u> トレーニングルーム等の回数利用券は次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="841 1525 1276 1608"> <tr> <td>種類</td> <td>発行額</td> </tr> <tr> <td>二百十円券</td> <td>十一枚で二千百円</td> </tr> </table> <p><u>4</u> 第一項の使用料は<u>健康度測定を受ける際に、第二項の使用料は前条第一項の許可の際に、前項の使用料は回数利用券の発行の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>5</u> <u>第一項、第二項及び第三項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、</u></p>	種類	発行額	二百十円券	十一枚で二千百円
種類	発行額								
二百十円券	十一枚で二千百円								
種類	発行額								
二百十円券	十一枚で二千百円								

改正後	改正前
<p>別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第七条</u> 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第一項及び第二項に規定する使用料を減免することができる。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第八条</u> 市長は、<u>第五条第一項</u>の規定による使用の許可を受けようとする者又は使用者が、当該使用につき、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を拒み、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。</p> <p>一 公の秩序又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>二 他人に危害又は迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>三 施設等を損傷し、汚損し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>四 この条例、この条例に基づく規則又は<u>第五条第二項</u>の許可の条件に違反したとき。</p> <p>五 その他施設の管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>2 前項の場合において、使用者に損害があっても市長は、その責めを負わない。</p> <p><u>第九条～第十一条</u> 略</p>	<p>市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第八条</u> 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第一項から第三項までに規定する使用料を減免することができる。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第九条</u> 市長は、<u>第六条第一項</u>の規定による使用の許可を受けようとする者又は使用者が、当該使用につき、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を拒み、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。</p> <p>一 公の秩序又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>二 他人に危害又は迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>三 施設等を損傷し、汚損し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>四 この条例、この条例に基づく規則又は<u>第六条第三項</u>の許可の条件に違反したとき。</p> <p>五 その他施設の管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>2 前項の場合において、使用者に損害があっても市長は、その責めを負わない。</p> <p><u>第十条～第十二条</u> 略</p>

【第二条関係】

青森市市民センター条例（平成十七年条例第百四十八号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第五条 略</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第六条 市民センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>2 教育委員会は、<u>前項</u>の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>第七条 略</p> <p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第八条 教育委員会は、第六条第一項の規定による使用の許可を受けようとする者又は使用者（次項において「使用者等」という。）が、当該使用につき次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を拒み、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。</p> <p>一 公の秩序又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>二 他人に危害又は迷惑を及ぼし、又はそ</p>	<p>第一条～第五条 略</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第六条 市民センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 西部市民センターの施設のうち、トレーニングルームの使用の許可を受けることができる者は、あらかじめ青森市健康増進センター条例（平成十七年青森市条例第二百六号）第五条に定める健康度測定を受けた者でなければならない。ただし、教育委員会が特に認める者については、この限りでない。</u></p> <p>3 教育委員会は、<u>第一項</u>の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>第七条 略</p> <p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第八条 教育委員会は、第六条第一項の規定による使用の許可を受けようとする者又は使用者（次項において「使用者等」という。）が、当該使用につき次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を拒み、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。</p> <p>一 公の秩序又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>二 他人に危害又は迷惑を及ぼし、又はそ</p>

改正後	改正前
<p>のおそれがあると認めるとき。</p> <p>三 市民センターの施設若しくは物品を損傷し、汚損し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>四 この条例、この条例に基づく教育委員会規則又は<u>第六条第二項</u>の許可の条件に違反したとき。</p> <p>五 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。</p> <p>六 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>七 その他施設の管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>2 前項の場合において、使用者等に損害があっても、市長はその責めを負わない。</p> <p>第九条～第十五条 略</p>	<p>のおそれがあると認めるとき。</p> <p>三 市民センターの施設若しくは物品を損傷し、汚損し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>四 この条例、この条例に基づく教育委員会規則又は<u>第六条第三項</u>の許可の条件に違反したとき。</p> <p>五 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。</p> <p>六 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>七 その他施設の管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>2 前項の場合において、使用者等に損害があっても、市長はその責めを負わない。</p> <p>第九条～第十五条 略</p>